

香川県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月25日

香川県知事 池田豊人

香川県規則第32号

香川県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

香川県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和45年香川県規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第7号様式（第8条関係） （表面） 略</p> <p>（裏面）</p> <ol style="list-style-type: none">この証書は、大切に保管して下さい。 もし、この証書を破ったり、汚したり、又はなくしたときは、新しい証書を交付しますから申請してください。年金は、年金受給権者の死亡の日の属する月まで毎月支払います。年金管理者が指定されている場合には、年金管理者に年金の支払をします。年金受給権者又は年金管理者は、毎年5月末日までに年金受給権者現況届書を知事に提出しなければなりません。 もし、この届書の提出を怠ると年金の支払を差止められます。年金受給権者が次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する期間年金の支払を停止します。 (1) 所在が1月以上不明のとき。 (2) 拘禁刑又は懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、刑の執行を受けているとき。 (3) 日本国内に住所を有しないとき。年金は、年金受給権者の生活の安定と福祉の増進のために使用しなければなりません。年金管理者がこれに違反したときは知事は、年金管理者を変更することができます。この証書は、他人に譲り渡したり、質に入れたり、これをかたにして他人から金銭等を借りたりすることはできません。偽りその他不正の手段で年金の支払を受けていたときは、既に支払われた年金の全部又は一部を返還していただきます。年金受給権者又は年金管理者の氏名又は住所を変更したときなどには、速やかに届けてください。年金受給権者が死亡したときは、年金管理者(年金管理者がないときは、その遺族の方)は、死亡届書にこの証書を添えて知事に提出してください。	<p>第7号様式（第8条関係） （表面） 略</p> <p>（裏面）</p> <ol style="list-style-type: none">この証書は、大切に保管して下さい。 もし、この証書を破ったり、汚したり、又はなくしたときは、新しい証書を交付しますから申請してください。年金は、年金受給権者の死亡の日の属する月まで毎月支払います。年金管理者が指定されている場合には、年金管理者に年金の支払をします。年金受給権者又は年金管理者は、毎年5月末日までに年金受給権者現況届書を知事に提出しなければなりません。 もし、この届書の提出を怠ると年金の支払を差止められます。年金受給権者が次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する期間年金の支払を停止します。 (1) 所在が1月以上不明のとき。 (2) 懲役又は禁錮の刑に処せられ、刑の執行を受けているとき。 (3) 日本国内に住所を有しないとき。年金は、年金受給権者の生活の安定と福祉の増進のために使用しなければなりません。年金管理者がこれに違反したときは知事は、年金管理者を変更することができます。この証書は、他人に譲り渡したり、質に入れたり、これをかたにして他人から金銭等を借りたりすることはできません。偽りその他不正の手段で年金の支払を受けていたときは、既に支払われた年金の全部又は一部を返還していただきます。年金受給権者又は年金管理者の氏名又は住所を変更したときなどには、速やかに届けてください。年金受給権者が死亡したときは、年金管理者(年金管理者がないときは、その遺族の方)は、死亡届書にこの証書を添えて知事に提出してください。

第14号様式（第12条関係）

年金証書番号	
--------	--

年金支給停止事由発生（消滅）届書

年金受給権者	氏名	
	住所	
支給停止事由の発生（消滅）年月日		年 月 日
支給停止事由 〔該当する番号 を○で囲んで ください。〕	発生 の 場 合	1 年金受給権者の所在が1月以上不明である。 2 年金受給権者が拘禁刑又は懲役若しくは禁錮の刑に 処せられ、刑の執行を受けている。 3 年金受給権者が日本国内に住所を有しない。
	消滅 の 場 合	1 年金受給権者の所在が明らかになった。 2 年金受給権者が懲役又は禁錮の刑の執行を終えた。 3 年金受給権者が日本国内に住所を有するよう になった。
年金の支給停止事由が発生（消滅）したので、香川県心身障害者扶養共済制度条 例第17条第3項第3号の規定により届け出ます。		
年 月 日		
香川県知事 殿		
届出者 氏 名		

第14号様式（第12条関係）

年金証書番号	
--------	--

年金支給停止事由発生（消滅）届書

年金受給権者	氏名	
	住所	
支給停止事由の発生（消滅）年月日		年 月 日
支給停止事由 〔該当する番号 を○で囲んで ください。〕	発生 の 場 合	1 年金受給権者の所在が1月以上不明である。 2 年金受給権者が懲役又は禁錮の刑に処せられ、刑の 執行を受けている。 3 年金受給権者が日本国内に住所を有しない。
	消滅 の 場 合	1 年金受給権者の所在が明らかになった。 2 年金受給権者が懲役又は禁錮の刑の執行を終えた。 3 年金受給権者が日本国内に住所を有するよう になった。
年金の支給停止事由が発生（消滅）したので、香川県心身障害者扶養共済制度条 例第17条第3項第3号の規定により届け出ます。		
年 月 日		
香川県知事 殿		
届出者 氏 名		

附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。